

指定給水装置工事事業者制度の 更新制導入のお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期間 |
|------------------|---------------------------|
| H10.4.1～H11.3.31 | 2019年9月30日～2020年9月29日(1年) |
| H11.4.1～H15.3.31 | 2019年9月30日～2021年9月29日(2年) |
| H15.4.1～H19.3.31 | 2019年9月30日～2022年9月29日(3年) |
| H19.4.1～H25.3.31 | 2019年9月30日～2023年9月29日(4年) |
| H25.4.1～R1.9.30 | 2019年9月30日～2024年9月29日(5年) |

更新については、対象となる
指定給水装置工事事業者さま
宛に、ダイレクトメールにて
通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の
方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を
準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水
装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無